

## 【注意事項】

### (1) 応募作品等について

- ・ 1人何点でも応募できます。
- ・ 映像作品のタイトルを原作のタイトルから変更する場合は、副題に原作のタイトルを明記して下さい。
- ・ 完成作品は必ず5分以内の短編映像としてください。
- ・ 日本語以外の言語において映像作品を制作する場合には日本語字幕を付けてください。
- ・ 映像のジャンル（実写・CG・アニメ・ダンス・朗読等）は自由です。
- ・ 応募者本人が制作した未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・ 作品の応募に当たり、運搬トラブルによる紛失、破損等の損害が発生しても愛媛県は一切の責任を持ちません。

### (2) 審査について

- ・ 審査委員による審査に先立ち、文化振興課による事前審査を行います。
- ・ 映像データ等の再生不良により作品の視聴が困難な作品については、審査対象外となる場合があります。
- ・ 選考に係るお問合せには一切応じません。

### (3) 応募費用等について

- ・ 作品の制作及び応募にかかる一切の費用については、応募者の自己負担となります。

### (4) 権利関係等について

- ・ 応募作品の著作権は応募者に帰属します。ただし、愛媛県は応募作品を愛顔感動ものがたり発信事業及び愛媛県のPR等の目的で、応募者に対価を支払うことなく、複製、編集、第三者への貸与、上映、翻訳（日本語、英語等の字幕挿入を含む。）、頒布及び公衆送信（YouTubeへのアップロード等）を行えるものとします。
- ・ 音楽、映像、写真等の著作物を使用する場合、第三者の著作権を侵害するおそれがないもの、または、オリジナル制作のものを使用してください。
- ・ 権利侵害や損害賠償、その他作品を制作・上映した場合に発生したトラブルについて、愛媛県は一切責任を持ちません。なお、応募者は、応募作品について、第三者の著作権を侵害するものでないこと、及び第三者の名誉を毀損し第三者の誹謗・中傷等を行うものでないことを保証し、第三者に対する著作権侵害について全責任を負うものとします。
- ・ 今回提供する原作の著作権について、応募作品の制作に当たり事前に許諾を受ける必要はありません。ただし、本事業への応募以外に原作を使用した映像作品を使用する場合、別途利用許諾（申請書別添）を受ける必要があります。なお、許諾に関する申請は、本コンテストの応募締切後に受付けます。

### (5) 上映について

- ・ 作品上映に当たり、愛媛県は応募者に対価を支払うことなく、有料の上映を行うことがあります。
- ・ 作品上映に当たり、愛媛県側で映像フォーマットの変更を行うことがあります。また、愛媛県は、応募作品を編集の上、愛顔感動ものがたり発信事業等で上映することができるものとしますので、予めご了解ください。

### (6) その他

- ・ 応募者は、作品を応募した時点で本募集要項に記載されている内容に同意したものとします。
- ・ 応募者に違法行為、違反行為が発生した場合や、応募作品が選考に適さないと判断した場合、選考、上映、表彰等から除外又は取消及び賞金の返還を行う場合がありますのでご了解ください。
- ・ 応募者の個人情報、本事業に係る事務のみに使用します。

使用許諾申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者氏名

私 \_\_\_\_\_ が制作し、『愛顔感動ものがたり映像化コンテスト』に応募した映像作品について、次の目的に使用したいので、原作の使用許諾を申請します。

○使用目的（期日・場所・使用形態（コンテスト名等）を詳細に記載すること）

なお、使用に当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

- 1 制作した映像作品を商用利用しないこと。※1
- 2 制作した映像作品の各種権利を第三者に譲渡しないこと。
- 3 エンドロール等の適切な箇所に次の標記をすること。※2

原作  
愛顔感動ものがたり 感動のエピソード  
原作者氏名 『タイトル』

- 4 使用状況の報告を求められたときは、協力すること。

住 所  
連絡先  
企業名  
代表者氏名

㊞

※1 各種映画祭等で受け取る副賞（金品）についてはこの限りではありません。  
※2 標記の具体的な様態は制作者が自由決定できる。